

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第2号 北方町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例制定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第4 議案第3号 北方町ホテル保護に関する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第4号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて  
(各常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 平成27年度北方町一般会計予算を定めるについて (各常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 平成27年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 平成27年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 北方町老人福祉計画を定めるについて (厚生都市常任委員長報告)
- 第14 発議第1号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について (議員提出)

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

(追加日程)

- 第1 同意第3号 副町長の選任について (町長提出)

---

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄

7番 立川良一  
9番 井野勝巳

8番 戸部哲哉  
10番 日比玲子

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	窪田吉泰	福祉健康課長	加藤章司
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	山田潤	収納課長	臼井誠
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	松井敦	庁舎建設・ 防災担当課長	後藤博

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	平川悟		

○議長（立川良一君） おはようございます。

5日から開会をされました定例会も本日が最終日という予定であります。大変長丁場にわたりましたけれども、連日精力的に御審議をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。ただいまから平成27年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 杉本真由美君及び2番 安藤哲雄君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第1号から日程第4 議案第3号まで

○議長（立川良一君） 日程第2、議案第1号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてから日程第4、議案第3号 北方町ホテル保護に関する条例制定についてまで、3議案を一括議題といたします。

付託いたしました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） おはようございます。

総務教育常任委員会に付託をされました案件につきまして、去る3月17日、委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第1号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

最初に、収納課が税務課に統合されることに関し、これまでの実績に対する評価と今後の収納率の低下懸念について質疑がありました。

収納課設置以前は県から指摘を受けるような状況であったものの、現在は改善されていること。今後、国保の徴収部門を移すに当たって、体制的には問題ないと考えている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。以上です。

○議長（立川良一君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） おはようございます。

議長の名によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託をされました案件について、去る3月16日月曜日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

条例制定についてです。

まず議案第2号 北方町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例制定についてであります。

新しく未認可保育所が認可保育所に移行することに伴い、保育料の基準に関する質疑があり、保育料は町の保育園と同じ保育料になることと、現行は所得税を基準としていますが、新年度からは、8月まで前年の住民税を基準とし、9月以降はその年の住民税を基準とする旨の答弁がありました。

次に、標準時間保育と短時間保育についての保育料について差を設けることになるのかと質疑があり、幾らかの差をつける旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、国は大都市の待機児童をなくしたいため制度変更をするが、保育料の増減など末端の町村まで影響を受ける北方町では、未満児の受け入れが不足しており、認可保育所に預けることになり、町が施設を整備しなくなるので反対するという討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 北方町ホテル保護に関する条例制定についてであります。

ホテルの生育に必要なコロナ保護に関して、漁協との協力関係について質疑があり、漁協には条例の趣旨を説明し、放流事業等に理解していただき、協力していただく旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で常任委員長報告を終わります。

議案第1号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許可します。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を省略します。

これから採決します。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第2号 北方町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 議案第2号に反対をいたします。

この条例は、大都市などにおいて待機児童が非常に多くなって、施設や保育士などをすごく緩和するというものであり、子ども・子育て支援法によって町の保育料を見直しするものであります。国が示した徴収基準内で北方町の保育料を決めるわけですが、今3条の2項に、この条例によりますと、今、高屋で株式会社ちびっこ園というのがあって、その保育料も町が決めることになっています。こうした条件が決定されれば、保育料が値上げされるのは確実だと思います。

もう1つ言わせてもらおうと、今話をされました、今まで普通保育といわれたのが短時間保育になって、この分は下がるということになりますけれども、そのほかの普通保育は上がるのではないかと考えていますので、保育料がすごく懸念されますので反対をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第2号は、委員長の報告のとおり可決決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町ホテル保護に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 日程第5、議案第4号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて及び日程第6、議案第5号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての2議題を一括議題といたします。

付託いたしました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） それでは御報告を申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託をされました議案第4号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。以上であります。

○議長（立川良一君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは補正予算について、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第4号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて、関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第4号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて、委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号

○議長（立川良一君） 日程第7、議案第6号 平成27年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） まずは一般会計当初予算について御報告を申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託をされました議案第6号 平成27年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入に関し、財政調整基金の積み立て目標額と、町債と積立金の資金計画上のバランス、普通財産の資産管理の方向性、消費税交付金の予算措置状況についての質疑があり、基金の積み立て目標額は明確には設定しているものではないが、今後も財政状況を勘案しながら積み立てていくこと。庁舎の起債については、次の世代も引き続いて利用する財産であることから、世代間の公平性を確保するため調整する役割もあり、現金勘定のみで議論はできないこと。普通財産の大部分は貸し付けをしており、一部容易に売却できない財産もあり、町としても検討課題として考えていること。消費税交付金は、県の見込みにより積算し増額となっているものの、普通交付税の積算にも入っており、実質的には微増であること。またその増額分は社会保障関連費の財源として考えられている旨の答弁がありました。

続いて歳出についてであります。

総務費に関し、土地借り上げ料と買い取り請求の状況について質疑があり、27年度の減額は固定資産の評価がえによる減であること。26年度に買い取り請求が利用できない契約者から申し出があったものの、現在、買い取りの検討はしていない旨の答弁がありました。

次に、労働費に関し、労働施設の清掃委託料について質疑がありました。いずれも北方町における合理化に関する協定書による補償業務である旨の答弁がございました。

次に、消防費に関し、団員に対する諸手当や応援事業所制度について質疑があり、団員手当は交付税の措置額には及ばないものの、県内の状況から見て平均的な位置にあること。応援事業所については、県に登録をしている一覧を参照されたい旨の答弁がありました。

次に、教育費に関し、通園バス委託料、就学援助の制度利用状況、教職員研修講師謝金、学校用机・椅子等の備品類の購入状況、エアコンの整備方針についての質疑があり、平成26年度の委託料の積算に当たっては、例年よりも事業費を大きく見込んでいたため、今年度要望額との乖離が生じていること。就学援助については、広報紙及び学校での周知を行い、申請後、基準に照らし実施していること。また予算措置上は各校の学年構成に違いがあるため、均一的な予算措置とはならないこと。講師謝金については、研修の回数を増加させ内容を充実させる計画であること。備品購入は、見積もり合わせにより単価契約を行い、納入業者を決定していること。エアコンは、今後27年、28年度で設置計画を終了させる予定であること。その利用に当たっては、児童生徒の状況を確認しながら適正に運用していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。以上です。

○議長（立川良一君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは一般会計予算について、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第6号 平成27年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

最初に、歳入に関し、墓地貸し付け、墓地使用料について質疑があり、墓地貸し付け基準により、物故者のある町内の在住期間を満たしている方を対象に区画を貸し付けており、区画面積により年間使用料金を徴収している旨の答弁がありました。

続いて、歳出について、社会保障・税番号制度対応システム関係について、国は社会保障・税番号制度を導入することで便利がよくなり、今後は民間との連携も考えられる中、個人情報の漏えいに心配がないかと質疑があり、今後は年金や福祉、医療、介護等のいろいろな分野で個人番号を利用されるシステムを活用していきますが、活用については個人情報保護に十分な配慮が必要である旨の答弁がありました。

次に、成年後見申立費用等助成事業について、現状の申し立ての状況と、今後増加が見込まれる申し立てについて質疑があり、現在、相談のみで申し立てはない旨の答弁がありました。

次に、清流平和公園の完成、ホテルの保護条例の制定もあり、河川一斉清掃を8月の町内一斉美化運動のようにできないかと質疑があり、今後は一斉町内クリーン活動として上流や下流の連携を図り、子供からお年寄りまでの総合学習、環境学習の一環として、自治会総会等で御協力をお願いしていきたい旨の答弁がありました。

次に、子宮頸がんワクチンについて、全国的に副作用が報告されていたが、町での副作用の報告についての質疑があり、町では副作用の報告がない旨の答弁がありました。

次に、がん検診について、受診率が低い、その理由について質疑があり、受診者の意識の低さ、健康に対する自信や多忙による理由がある旨の答弁がありました。

次に、敦賀市民間最終処分場負担金について、いつまで続くのかと質疑があり、現時点では平



成32年まで、最終処分場の管理、モニタリング費用負担が毎年2万円程度求められている旨の答弁がありました。

次に、高齢世帯が今後生ごみを集積場所まで出すことが困難となってくるが、町として何か対策を考えているか質疑があり、町としては、集積場所をふやすことは、じんかい処理収集委託料の増額になるので、共助で皆様の協力をお願いしたい旨の答弁がありました。

次に、ぎふ銘柄米学校給食導入補助金について、金額が減ったのはお米の使用料が減ったのか質疑があり、これは平成10年度の購入価格との差額を補助しているため、その年度の購入価格により変動する旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、付託部分の中で、マイナンバーに関する予算が含まれているので反対するという討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの決しました。以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第6号 平成27年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を省略します。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 議案の第6号 平成27年度一般会計予算に反対する討論をいたします。

反対の理由の1つは、消費税の増税問題です。5%から8%に昨年引き上げられました。この消費税導入するときには政府はなんて言ったかといいますと、その消費税は社会保障のために使うと言いながら、これは偽りであったと思います。そのために、年金や生活保護、介護保険などはことし出なくて下げられてきているという問題もあります。1989年に導入されたその消費税は、今国民の支払った消費税は28兆円に上り、その大部分が法人税の減税に回されてきた。254兆円になるそうではありますが、引き下げられてきました。財界はこれの消費税を17%にして、もっと下げろと法人では言っているわけがあります。

町の会計予算書を見ますと、法人の町民税が12.3%であったのを9.7%にして、2.6%法人税を減税してあげて、その分を消費税で変わらないように12.3%にしているという状況があります。もっともっと交付税をして、その分へ分配すべきなのに、1,600万円も減らされているという問題もあります。

そして2番目には、優遇税制の問題です。政党割交付金や、それから株式譲渡益はふえているわけですから、アベノミクスの株式によって株価がどんどん値上がりをしてはいますが、私たち庶民には全く関係ないと思います。

そして3番目は、社会保障・税番号の運用についてであります。国が10分の10くれるので全てくれるわけですが、ワイパーとかあるいは委託料は各課にまたがっています。行政のみならず民

間の業務にも将来的には広げるといふことでありますので、個人がこの法律によって丸裸にされて悪用されるのではないかと大変懸念をしています。

そして町にすれば、今までばらばらであったのが一つのそういうのにつながるということで、メリット、デメリットは私たちの間にもあると思いますが、本当にこの法案というのはちょっと疑問に思います。

そして4番目には、条例の第2号で反対をしました子ども・子育て支援法のことです。大都会の待機児童をなくしたいという考えが政府のほうにあって、この子ども・子育て支援法をつくるわけですが、今、北方町の保育を見ますと、普通保育を短時間保育とし、長時間の保育というのを標準保育として、今まで普通保育であったのを短時間保育にするということで、1.7%引き下げるといふことでありますが、最も低い生活保護に分類、非課税世帯の人たちに対しては保育料を緩和されていますが、私たちにすれば、やっぱりこの徴収基準によって保育料が引き上げられるのではないかと大変懸念をしています。そして、高屋にあるちびっ子保育園のことも町で面倒を見るということでもありますので、保育料もそこで決められちゃうと、ちょっとその中で子ども・子育て支援法というのは全ての保育士が何人、いなくてもいいとか、講習を何時間受ければ保育士の資格が得られるとか、いろんなお部屋の規制緩和とかそういうことがやられていますので、本当に安心して子供を育てていけるのかというのが大変疑問に思います。

そして北方町は、さっき言いましたちびっ子保育園ですが、未満児保育というのは大変不足をしているという状況の中にありますので、このちびっ子保育園が子ども・子育て支援法によって、町が保育料をこれだけ取りなさいということに決めることによって、町でもそういう方向に行ってしまうのではないかといふことで、すごく緩和されて、よくなるということではないんですけども、3歳未満児の保育をふやすことができ安上がりの保育になるのではないかといって、とても懸念をいたしております。

それから補助金の見直しの問題ですが、1つはまず商工会です。私がこの商店街、かつて500の会があったそうではありますが、今や本当に数えるぐらいしか商店街がなくて、やめればその人たちに対して、農協で言えば準会員みたいな形にしているということではありますが、本当にそういう中でも、町が補助金をくれるから申請すればもらえるというような感覚ではだめだと思います。

この商店街を見ますと、高齢者の問題についても、若い人が、跡継ぎがおれば跡継ぎでお店を開くけれども、もう高齢者になってしまっただけ跡継ぎもいなければ店を閉めてしまう、こういうので本当にいいのかどうかというところはとても疑問に思います。

それから、高齢者というのは、大体500メートルが歩く距離だそうではありますが、かつてのにぎわいを取り戻すためにも、本当に補助金を出すのであれば、そういったにぎわいを取り戻して、高齢化率も北方町は瑞穂市、北方町というこの岐阜県内でもすごく若いわけですが、将来的には2025年の第一次ベビーブームが75歳になるということで大変になるといふので、今からでも遅くないと思いますので、町に、商店街のにぎわいを取り戻していただきたいと思います。

この補助金というのはちょっと疑問に思います。

それから町立幼稚園の通園バスの問題であります、いろんな形でものをまぜて、車検代とかいろんなものを含めて約200万ぐらい支払われているわけですが、北方町のこども保育園であるとか幼稚園、それから行っていない子もいると思いますが、幼稚園の無料バスとしては少しでも取る必要があるのではないかと思います。同じ子供だと思います。

それから7番目は、学力テストの問題です。

昨年この町単で、悉皆ということでやったわけですが、大体の傾向はつかめると思います。学力テストでも、福井県とか秋田県が1番、2番とかいう形になって、大体の方向は悉皆調査でわかると思いますので、本当にこの町単でやる必要があるのかどうかということが心配であります。子供たちというのは、本当に塾へ行ったり、それから小学校で単元テストというのをやるそうではありますが、こういうことを含めてもうテストだらけで競争テスト漬けになってしまうのではないかと思います。こうして、運動会とかいろんなところを見てみますと、最初からあくびをする子もふえていますので、そういう子供たちをなくしていく方向にしていきたいと思います。テスト漬けになるのではなくて、子供たちが安心して学校生活を送れるように、私は9年間というのは義務教育だというふうに思いますので、憲法でも保障されていますので、やっぱりこの義務教育をきちっとしてほしいと思うし、この間聞いた話ですが、小学校の親さんが中学校に入れたくない、どうしたらいいとかいう話も出ておるそうでありますので、本当にいい教育といえますか、昔トットちゃんという本がありましたけれども、そういう教育というのはちょっと難しいかもしれませんが、本当に義務教育であれば中学校卒業すれば社会に出る子供たちもいるわけですので、本当にそういう意味で義務教育だけはきちっとした教育をしてほしいと思います。パフォーマンスにならないようにお願いしたいと思います。以上が私の反対討論です。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 私は提案されました議案第6号 平成27年度北方町一般会計当初予算について、原案に賛成の立場を持って討論に参加をいたしたいと思います。

イスラム国の出現など新たな脅威の台頭、シリアやウクライナなど、終わりの見えない紛争、欧米とロシアの対立、中国経済の減速など我が国の経済にも大きく影響する火種やリスクが潜在する中で、2015年度の政府経済見通しは、雇用、所得環境が引き続き改善する中で好循環がさらに進展するとともに、原油価格の低下に伴い交易条件が改善し、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるとし、目標には届かないが、実質経済成長率をプラスの1.5%、名目成長率2.7%を予測し、GDPでは8年ぶりに500兆円台に乗せるとしております。

こうした情勢の中、国の27年度予算は衆議院を通過し、参議院で審議のさなかであります。当初予算としては、過去最大の96兆3,400億円で、内訳は、税収を消費税や企業収益の好調さから7年ぶりとする高水準54兆5,300億円を見込み、新規国債発行額をマイナス4兆3,900億円の36兆8,600億円としております。赤字国債を30兆円台に抑えられたことと、税収増により基礎的財政収支は18兆円から13兆4,000億円と縮小しています。

しかし、歳入全体に占める国債の割合は38%と依然と高く、発行残高は今年度末で780兆円、地方を含めると1,000兆円を超えております。まさに今ある国の豊かさは、借金によって支えられているということでもあります。申し上げるまでなく、国の予算と地方自治体の予算は有機的な財政関係にあり、交付税、補助金等に依存する当町におきましては、国の予算や地方財政計画による財源保障、財源調整機能によって歳入歳出の全体像、行政サービスの提供が具体化するわけです。また、地方分権改革、社会保障と税の一体改革、消費増税、補助金の一括交付金化など、将来の地方財政をめぐる状況は不確定要素が多く、判断にも苦慮されたことと推察します。

こうした中、当町の27年度予算では、主要財源である町税は、雇用、所得環境の改善から個人所得に増加を見込み、個人町民税を2.02%の増額としておりますが、法人町民税では税率の引き下げの影響額を630万円と試算するも、前年度比16.94%減の1,960万円の減収としています。企業業績が好調とはいえ、依存度の低い当町の法人税には伸びが見られません。

固定資産税では、評価がえ年度に当たり、いまだ地価の下落が生じていることから減収とし、軽自動車税、たばこ税を合わせた町税全体で21億6,023万円、国とは逆に前年度比1.14%、2,484万円4,000円の減収となっています。

ほかの歳入では、地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金地方交付税分担金及び負担金で減収とし、合計でマイナス5,443万円となっていますが、地方消費税交付金4,000万円の増収を初め、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金は、それぞれ株高や景気の動向から増収を見込まれております。国、県支出金の特定財源では、社会保障費関係費、番号制度の導入等により大きく増額をしております。自主財源であります使用料、財産収入等を増額計上して、合計でプラス3億443万円は昨年度より2億5,000万円が全体で増額と見てとれます。

しかし、新庁舎建設費用の捻出もあり、基金からの繰入額7億7,000万円は前年度比2億6,200万円の増、町債13億2,770万円は前年度比5億4,500万円と大幅な増額とし、歳入総額は73億1,500万円、前年度比10億5,700万円の増となり、過去最大の予算となっています。人間都市、公園都市の理念に基づく町の形成に欠かせない一大事業を完遂するための大型予算として支持するところではありますが、27年度末の債務残高が77億5,360万円、そのうち臨時財政対策債33億8,301万円を含むとはいうものの、公債費負担の上昇は今後の財政運営に厳しさが増します。現状の重さを認識し、財政の窮屈さを皆が共有する必要性を痛感しているところでもあります。

歳出予算について数点意見を述べさせていただきます。

福祉や健康、教育、スポーツ、学習等のサービスを行う上で、拠点とする施設の整備、上下水道、道路や交通網の整備といった生活の快適さと利便性を図るインフラ整備が一段落した中で、他市町との差別化を図る都市戦略として目指すは、人間が暮らすにふさわしい町、質の向上を概念に人間都市、公園都市をフレーズに進められてきた公園整備事業、都市再生整備事業は、新庁舎の完成でおおむね達成できると議会も支持してきたところでもあります。当町のシンボルとして、町民の憩いの場、集いの場として、何よりも災害時の防災対策の拠点として、来る開庁を心待ちにし、係る予算は賛成をするものであります。

継続事業の予算や行政事情等丁寧に説明することで、住民の声が反映する場としての住民対話集会は、住民と行政の信頼関係を構築する場として意義深い施策として、また人口減少、人口流出問題は当町においても直面する重要課題であります。定住奨励金は定住化促進事業の主要施策であり、居住を促す上で有効な手段と評価をし、支持をいたします。

福祉健康関係の予算では、子ども・子育て支援法が施行され介護保険法が大きく改正されることを踏まえて、北方町で安心・安全に暮らしていけるよう、高齢者見守りボランティアの育成、認知症を理解するための研修会、認知症カフェの立ち上げなどの継続や新規の予算措置。また子育て支援事業ではランドセル支給事業、第3子への助成事業の継続事業に加えて、子ども・子育て支援法に対応しての未認可保育園への予算措置、ファミリーサポートセンターの立ち上げ、新生児とその兄弟の県外での予防接種に対する助成など、社会弱者、生活弱者、お年寄りや子供が暮らしていく上で優しい環境の町として必要とする予算であり、当町の子育て環境がより充実することで、この町で暮らす喜び、安心感が一層提供されるものと理解をいたします。

環境関係の施策では、ごみの適正処理、減量化や資源化に要する予算措置、環境保全対策として美化運動の開催、環境汚染総合調査、太陽光発電システム設置補助事業の継続実施の継続、また糸貫川環境保全プロジェクト事業の立ち上げは自然と共生するまちづくりを理念として、次世代につなぐ環境対策として高く評価するところであります。

防火防災対策では、本町の防災力を高めるため新たに防災安全課を組織し、人命を守り被害を最小限に抑える減災の実現に向けたメールシステムの導入、住民主体の自主防災づくり支援事業、地域防災力充実強化のための装備の充実に向けた予算は、万が一の災害時に迅速な対応と町民の安心・安全の確保に必要とする予算であり理解するところであります。

教育関係予算では、学校教育の取り組みを三本柱に位置づけ、確かな学力の育成では、町費による学力標準調査の実施、非常勤講師の拡充に、さらなる少人数指導での教科指導や、学力向上を目指す上できめ細やかな学習指導の施策として、またサマースクール、オータムスクール、放課後学習等の開催は個別の指導、援助の方策として意義があるものであります。また、教員の資質のさらなる向上を図るとした教職員の研修機会の拡大は、教科や生徒の指導力、学校経営力、教育相談力等、教師力の向上につながるものとして、また将来の北方町を担う幼児、児童・生徒の教育の充実として、指導や援助を要する幼児、児童・生徒に特別教育支援アシスタントを配置するなど、一人一人の実態やニーズに沿った教育の充実を図る上で重要な施策であり、将来の北方町を担う子供たちの未来への投資とした教育の充実を図る施策は評価をできます。

また教育環境、施設の整備では、スクールガードリーダー、登下校安全指導員、見守りボランティアに要する経費は、児童・生徒の安心・安全な学習環境のための予算措置であり、またエアコン整備は幼稚園、北小に設置され、快適に能率的な事業として理解するところであります。教育関係予算には当町の未来を担う子供たちが健康で心豊かに育つ環境整備と、心身ともに学力の向上、育成には格段の配慮がなされたものと理解しております。

以上、歳入歳出予算案について、私見として意見を述べさせていただきましたが、収支バラ

スを保持しつつ今日まで堅実な財政運営がなされてきたことで、当町は魅力ある町へと確かな変貌を遂げております。

提案されました議案第6号 平成27年度一般会計予算は、限りある財源を効率的に配分し、かつ一大事業の財源を確保する上においてサービスを少しも後退させることなく、きめ細やかに編成された予算であると認め、賛成をいたしたいと思います。議員各位におかれましては、御賛同をいただけますようよろしくお願いをいたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 今この予算に対して日比議員から反対討論がございました。修正案は出されていますか。

○議長（立川良一君） 出ておりません。

○9番（井野勝巳君） 出されていない。先般もそういった形の中で私は発言をしておりますけれども、修正案を出すことは議会からの推進委員会で定めたものでありますので、これを出さないということだけ、出すに反対をしたということですね。わかりました。確認で終わります。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、修正の案が出ましたけれども、私はいろいろ調べていまして、北方町の議会条例の17条によっては、私とあと2人賛同しないと出せないということになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をします。45分から再開します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

#### 日程第8 議案第7号から日程第11 議案第10号まで

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

日程第8、議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから、日程第11、議案第10号 平成27年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまで、4議案を

一括議案といたします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは特別会計予算について、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

特定健康診査受診率が低いので、受診率向上対策について質疑があり、平成27年度より未受診者に対して電話による受診勧奨を委託し、未受診理由の聞き取りを行い、未受診理由結果を分析し、どのような方法でアプローチして受診につなげるか調査研究して、受診率向上を図っていく旨の答弁がありました。

また、国民健康保険税の限度額、減額基準について質疑があり、限度額について政令改正が実施された場合は、4月1日より医療給付費分を1万円、後期高齢者支援金分を1万円、介護納付金分を2万円増加して年間85万円となる予定であるため、負担能力のある方にはより負担していただくことになる。軽減については、基準が緩和され対象者が増加する旨の答弁がありました。

また、保険財政共同化安定事業拠出金について質疑があり、医療費が30万円から80万円の範囲であったが、1円から80万円までに拡充される予算額が増額になった。2018年度に保険者の運営主体が県へ変更される前段階の改正であると思われる旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、最高限度額は81万円から85万円への改正が予定されており、保険税は県内でも高い方である。2018年度に国民健康保険の運営主体は市町村から都道府県へ移管される前段階として保険財政共同化安定事業が拡充された額で予算化されており、県への分賦金の支払いのために保険料の値上げや徴収の強化が図られることが考えられる。誰もが安心して医療にかかれる国民保険税となっていない旨の反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

高齢者口腔健康診査についての質疑があり、高齢者の口腔健診は重要であり、もとす歯科医師会と契約し、町内の歯科医院で後期高齢者被保険者の方に受診していただく旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成27年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成27年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

上水道の漏水調査について、有収率の低下からどのような原因により漏水が起きているのかと

の質疑に対し、老朽化した配水管と各戸への給水管からの漏水が多く見られ、これらの調査を行う旨の答弁がありました。

また漏水調査について、どのような方法で行うのかとの質疑に対し、集音器による音の調査を行うため、交通量の多い幹線道路及びその沿線は夜間に調査を行い、全体で77キロメートルのうち約18キロメートルを夜間調査する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を省略します。

これから討論を行います。

日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 私は議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算に反対討論いたします。

この国保の加入者はかつて自営業であるとか農業者と言われていましたが、今はこれらに加えて年金の生活者やパート、非正規労働者であり、本当に低所得の人たちであります。それで、北方町の国保の加入者は5,213人、2割5割7割の軽減を受ける世帯は1,455世帯だそうであります。昨年の専決処分では2割・5割の人たちの軽減世帯を緩和いたしました。後期高齢者の支援金の最高限度額と介護納付金の最高限度額を値上げして、そして国保税の最高限度額を81万から85万円にしました。上のほうだけ上げたということになります。本当にこういう人たちが大変ではないかと思っています。それで介護納付金の後期高齢者分の予算は減らされているわけですが、その中で要支援の1と2、介護度の1と2、3以上は特別養護老人ホームに入るわけですが、それをこの2年以内に町で見ないといけないわけですね。どういうふうになるかまだ広域連合ではきちんと決まっていないようですが、そうすると大変なことになるのではないかと考えているわけですが、そういった負担金を出しているという問題もあります。

そしてもう1つは、国もそうですが、町ではその納付相談に来ない人などを悪質とみなして、資格証明書を発行する、少しでも払ってくださる人がおれば、短期資格証明書を発行するということになりましたが、私の相談では、本当に追徴課税が400万、本課税というのが国保税ですが500万ぐらいあって900万、本当にこの人が払えるのかなとすごく疑問に思ったことがあります、本当に北方町の国保は非常に高いという問題もあります。

それから2018年から県一本になるわけですが、今さっきも言いましたが、北方町から岐阜県になるわけですが、そういうことを含めて本当に今までの後期高齢者と違って全部町の職員が、北方町と県一本になって分賦金は県からこれだけ北方町払いなさいと来れば、その分を払わ



ないといけないという問題も生じてきて、全部町で賄うということになります。標準の保険料率は県で決めるそうではありますが、県納付金はこれだけ払いなさいということで町に来るそうであり、町としてはこれだけ払わないかんから値上げという可能性だってあると思いますので、私はやっぱりこの皆保険制度というのものなし崩しされているのではないかと非常に懸念を持っているわけですが、予防医学を徹底してやってくださいということも毎年言っているわけですが、これもわずかことしは120万円。そして医療通知や後発薬品の利用の作成委託料にこういうお金を使うということですが、本当にその人が病気にならないためにどうするのかということの本気に考えて、町はこれだけ払ってくれと言えればそれだけ払うという、本当にお任せみたいな形になっているので、本当に町を挙げて北方町から1人も、1人と言ったらちょっとオーバーになりますけれども、病人を出さないというような考えで医療に取りかかってほしいと思います。そういう意味でこの予算はそうではないということで反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 議案第7号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

国の社会保障費は2015年度では約119兆円と推測しており、年金が57兆円、医療が39兆円で、介護とそのほか福祉で23兆円としています。一貫して増大しており慢性的な財源不足に陥っています。現状は、ある程度社会保障制度が機能しているとはいえ、財源を借金に頼っており、社会保障費の増大と比例するように国の借金である国債の発行額が増大しております。社会保険料が60兆円程度で横ばいで推移し、税金投入は国・地方で40兆円ほどに達していますが、社会保障給付費と社会保険料収入の差額が拡大傾向にあり、毎年1兆円以上ふえているのが実情であります。もっとも2025年には日本の人口動態中の最大集団である団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療給付費は現在の1.4倍が予測され、国民皆保険制度の不可の転換期、持続が困難とし、抜本的な制度改革が急務とされる中、県への広域化に移行していく段階であります。

こうした背景の中、保険者である町自体の責務は、加入者が安心して医療にかかるための経営責任と適正な保険給付、保険税の公平かつ適正な賦課徴収であります。このことを基本に構成された27年度予算を検証いたしますと、保険税の算定額は5億5,612万円、前年度比マイナス470万円、歳入合計25億7万円は、前年より2億8,294万円の増額となっております。これは広域化を見据えた県の保険財政安定化事業の拡大から調整交付金を現行制度の約4割ほどから医療費全額に改定し、共同事業と運営することによる増額であります。共同事業交付金を見ると、前年度比3億3,056万円増の5億4,558万円。一方、拠出金では3億3,789万円増額の5億8,788万円となっており、予算規模が拡大しているのが見てとれるわけであります。

また、保険税の上限額が81万円から85万円に改正され、高所得者の負担率を高め中間層を軽減したことで、全体においては保険税は前年を維持されております。所得再分配という観点からやむを得ない処置と考え、賛成するところであります。

また繰入金は、その原資を今年度2億円ほどの繰越額を見越しての苦肉の処置であり、繰越金

を抑制することで基金残高は27年度末予測を1億2,000万円とするこの振り分けは評価するところであります。

歳出では、保険給付費、一般被保険者療養給付金であります。予算額12億2,820万円は、前年度対比566万円の減額、保険給付費全体では4,475万円の減額を見込み12億8,682万円とし、前年度対比4,475万円の減額が予測されており、保険給付費全体では4,689万円減額しております。これは加入者の減少が要因で予算が縮小はしているものの、一人当たりの医療費はふえていると分析もできます。

とどまりを見せない医療費の拡大は、地域社会のつながりを高めて国の負担を軽減するような行動を目指すような取り組みも必要で、加入者自身の健康管理や意識改革を促す施策や啓発の重要性を改めて思うところであります。加えて、町としてできる努力に限りはありますが、予防検診医療をさらに推進することや、効率的な事務執行、レセプト審査の厳格化等により医療費の抑制に最大限努めていただくことも提言しておきたいと思えます。

以上、国保会計を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況の中、一般財源から法定外の繰り入れも行わず、保険改革に準じた予算として編成がされております。町民の命と健康を守るという国民健康法に基づき、より一層の抑制に努めていただくことを申し添えて、原案に対して賛成をいたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を省略します。

これから採決をします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第9号 平成27年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 平成27年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略の声がありますので、これから採決をします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第11号及び日程第13 議案第12号

○議長（立川良一君） 日程第12、議案第11号 北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるについて、及び日程第13、議案第12号 北方町老人福祉計画を定めるについての2議案を一括議案といたします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは計画関係について、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第11号 北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 北方町老人福祉計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し

上げます。

○議長（立川良一君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第11号 北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるについての委員長報告に対して質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。

これから採決をします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町老人福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから採決をします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 発議第1号

○議長（立川良一君） 日程第14、発議第1号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議案とします。

提案者の説明を求めます。

井野勝己君。

○9番（井野勝己君） それでは、発議第1号であります北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町議会委員会条例（昭和46年北方町条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことと、北方町課設置条例の一部を改正することに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

平成27年3月20日提出。提出者、北方町議会議員、井野勝己、賛成者、戸部哲哉、同じく鈴木浩之、同じく杉本真由美、以上の賛成でありますので、よろしく願いいたします。よろしく御

審議のほどお願いいたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） これから発議第1号を採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま町長から同意第3号 副町長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。同意第3号 副町長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議第とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第1 同意第3号

○議長（立川良一君） 追加日程第1、同意第3号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第3号でございます。

副町長の選任について御提案を申し上げたいと存じます。

現在、副町長としては御案内のとおり、野崎眞司さんをお願いをしておるわけでございますけれども、県からの派遣条件であります任期が3月31日までということになっておりますので、野崎さんについては4月から県へ復帰されることとなります。したがって、その後の副町長の選任をお願いしたいと思うところでございます。地方自治法第162条の規定によって、議会の同意をお願いするものでございます。

新しく御提案を御同意お願いいたします人選につきましては、奥田克彦さんでございます。若干の経歴を申し上げますと、昭和42年8月6日に誕生をされまして、現在の住所は岐阜県岐阜市東鶉5丁目49番地の在でございます。奥田さんは、平成3年3月に岐阜大学工学部土木工学科を御卒業されました後、同年4月に岐阜県の技術吏員として県に採用されまして、その後、土木畑を歩んでこられまして、現在は県土整備部河川課技術課長補佐兼企画係長を務めておられる方でございます。勤続年数は20年以上に及んでおりまして、豊富な経験をお持ちの上に、行政に対する手腕、識見・力量ともに卓越をした能力をお持ちの方と承知をいたしております。野崎さんに引き続いて、ぜひ奥田さんに本町の副町長をお願いしたいと思っております。議会の皆さん方の御同意をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから同意第3号 副町長の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定をいたしました。

休憩をします。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時25分

○議長（立川良一君） 再開します。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） 3月議会が閉会するに当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

この議会は中心的には新年度の一般会計予算を中心にして御審議をいただく場でありました。御案内のように私どもが提案をさせていただきました全部の議案について十分御審議をいただきながら提案どおり全議案について御賛成をいただきましたことを改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。申し上げるまでもなく、今年度の予算は史上最高額を計上するものとなりました。もちろんその原因は、新庁舎の建設費がその大半を占めるものでございますが、一般会計で73億1,500万円という金額でございますし、予算総額でいきますと109億を超える総額になるわけでございまして、北方町恐らく始めて以来の大きな予算、金額が動く予算になるわけでございます。皆さん方の御協力をいただいてこの大型予算をお認めいただきましたので、これからはこの予算の執行について慎重の上に慎重をきすと同時に、一般質問等を通じて議員の皆さんからいただきましたいろんな御意見や御提案を肝に銘じて、しっかりと町政運営をいたしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

今、新しい副町長の選任同意をいただきましたが、野崎さんについては本当にこの3年間御無理を言って、大きな事業を次々と展開いたしてまいりましたけれども、県とのしっかりとしたパイプを果たしていただきまして、当初計画をいたしました大型事業の全てがあと一年たてば完成を見ることができることになるわけでございまして、多大な御尽力をいただきましたことを北方町を代表して厚く御礼を申し上げたいと思っておりますのでございます。

いよいよ新年度が始まるわけでございますから、議員の皆さん方からのいろいろな御意見を十分受けとめまして、私ども職員と一丸となって文字どおりチーム北方で平成27年度もしっかりと町民の生活を守るために努力をしてみたいというふうに思っておりますので、議員各位にお

かれましては格段の御協力をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

副町長の話にもございましたように、いよいよこの23日、待望の清流平和公園が竣工をするわけでございます。今さら申し上げるまでもなく、河川に平和という名前をつけたし、清流という名前をつけたのは、これはやはり自然と私ども人間との共生ができる社会がこういう高度成長一点張りでありました近代日本においては必要であるという考えに基づき、そして生きとし生けるものがお互いの命を大切にする、そのためには何よりも平和が一番大事だという願いを込めて、その命名をさせていただいたわけでございます。当日は、古田県知事もお越しいただけるということになっておりますので、どうぞ全員の議員の皆さん方にも御出席をいただきますと同時に、私どもがまちづくりの目標としております人間都市、公園都市のさらに追及を深めていくきっかけにさせていただけたらありがたいというふうに思っておるわけでございます。

時節柄でございます、どうぞインフルエンザもまだ発生が後を絶ちませんが、御自愛をくださいませ。御健勝にお過ごしをいただきますことを祈念申し上げて、簡単でございますが御礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（立川良一君） 本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

平成27年第2回北方町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年3月20日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員